（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第十一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条第一項中「以下「新銀行告示」を「次項において「新銀行告示」に、「適用日前」を「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前」に、「、新銀行告示」を「、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）」に改め、同条第二項中「（新銀行告示」を「（銀行告示」に、「における新銀行告示」を「における銀行告示」に、「又は新銀行告示」を「又は銀行告示」に、「、新銀行告示」を「、銀行告示」に改め、同条第三項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第四項中「以下「新持株告示」を「次項において「新持株告示」に、「、新持株告示」を「、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「持株告示」という。）」に改め、同条第五項中「（新持株告示」を「（持株告示」に、「における新持株告示」を「における持株告示」に、「、新持株告示」を「、持株告示」に改め、同条第六項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第七項中「であって新信金告示」を「であって第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この項、第九項及び第十項において「新信金告示」という。）に、「（新信金告示」を「（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信金告示」という。）」に、「における新信金告示」を「における信金告示」に、「新信金告示第四条第二項各号」を「信金告示第四条第二項各号」に、「又は新信金告示」を「又は信金告示」に、「新信金告示第十三条第二項各号」を「信金告示第十三条第二項各号」に、「、新信金告示」を「、信金告示」に改め、同条第八項中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第九項中「、新信金告示」を「、信金告示」に改め、同条第十項中「、新信金告示」を「、信金告示」に改め、同条第十一項中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第十二項中「「新信組告示」を「この項において「新信組告示」に、「（新信組告示」を「（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信組告示」という。）」に、「における新信組告示」を「における信組告示」に、「新信組告示第四条第二項各号」を「信組告示第四条第二項各号」に、「又は新信組告示」を「又は信組告示」に、「新信組告示第十三条第二項各号」を「信組告示第十三条第二項各号」に、「、新信組告示」を「、信組告示」に改め、同条第十三項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第四条第一項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第六項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第六条第一項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第六項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第七条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「新信金告示」を「信金告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第八項及び第九項中「新信組告示」を「信組告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第九項及び第十項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第九条第一項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第三項中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第四項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第十一条第一項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第五項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に改め、同条第五項及び第六項中「新信金告示」を「信金告示」に改め、同条第七項及び第八項中「新信組告示」を「信組告示」に改める。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

附則第十五条中「新銀行告示」を「銀行告示」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第十二条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第三号及び別紙様式第五号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第十三条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。